

経済同友会 地方行財政改革委員会 中間報告書  
「地域主権型道州制の導入に向けて」(概要)

## 1. 道州制導入の意義

### (1) 地域主権型社会の確立

各地域が住民自治の下、それぞれの財政事情とニーズに応じた政策を実施する「地域主権型社会」へと移行する必要がある。

### (2) 広域行政化の検討

現在のビジネスや行政課題に比して規模の小さい都道府県を広域の圏域に再編し、より実情に即した対応が可能な行政主体の確立が必要である。

## 2. 地域主権型道州制の枠組み

国、道州、基礎自治体がそれぞれの役割分担を明確にした上で、果たすべき役割が異なるだけの対等な関係として、自立して行政を展開することが求められる。

## 3. 道州制導入に向けた課題と同友会におけるこれまでの取組み

### (1) 役割分担の明確化

基礎自治体	日常生活にかかわる具体的な行政問題全てについて、地域の実情に合わせて担当
道 州	基礎自治体では解決が困難で、広域による施策が効率的かつ効果的な行政等を担当
国	道州で担うことが困難な行政を担当

### (2) 道州の区割り

基礎自治体では解決困難な広域課題に対応できる新たな区割りが必要である。具体的な区割りは、政治がリーダーシップを発揮するとともに、各地域が主体的に決するべきものとする。

### (3) 税財政制度の確立

地域主権型道州制においては、地域がその役割を実施するに足る税源を持つべきである。なお、税収格差については、必要最小限度の是正を図るべく、財政規律の確立を阻害しない範囲で財政調整の実施が必要である。

## 4. 道州制導入に向けて残された課題－税財政制度の確立に向けて－

### (1) 長期債務負担問題

国から税源とともに債務も移譲された場合に、地域経営の余地が小さくならないよう、長期債務の取扱いを整理する必要がある。

## (2) 東京問題

### (東京問題の重要性)

- 都道府県税の総額 18 兆円のうち、1/4 を超える 5.5 兆円が東京都の税収であり、東京へ多くの税源が偏在していると言わざるをえない。
- こうした状況で国から地方へ税源移譲を行ったとしても、地域間の偏在は解消せず、何らかの財政調整を実施する必要がある。
- 結局、税源が集中している状況下では、東京から他の道州に税収を移転するという構図自体は変えられず、新たな財政制度の確立に向けて、東京の取扱いを決することが不可欠となる。

### (検討の視点)

- 地域主権型道州制の導入は、地域経済の活性化に資するものでなければならないが、一極集中を是正しようとするあまり、東京の持つ高い国際競争力を抑制し、日本経済全体の成長を阻害するものであってはならない。
- 一方で、経済、税収、人口の面から、地域間の適切なバランスを検討する必要があり、その際には、東京の突出度合いの許容度や、経済・人口の観点から各道州の適正規模に留意しなければならない。
- 上記の考え方を踏まえ、税源の偏在や適正規模の観点から、本委員会における東京の取扱いに関する議論を以下に整理した。

#### (A) ワシントンDCに類する首都制度の創設

ワシントンDC方式を参考として、都心4区（千代田区、中央区、港区、新宿区）にのみ適用する首都制度を創設し、道州とは独立した存在とする。

ただし、現行憲法下における地方制度では、首都の首長は直接公選であり、議員内閣制の首相よりも影響力が大きくなる恐れがある。

#### (B) 東京における行政と財政の分離

余剰収入分もしくは特定の税収の一定割合を財政調整の原資とする財政上の特別な制度を課す。

ただし、東京23区内においても税源が偏在しており、対象とする地域については検討を要する。行政面では、東京は、関東州・南関東州などの道州の一地域として扱われる。

### (「東京」以外の大都市の取扱い)

「東京」以外の大都市については、基礎自治体の一つと考えるべきであり、「都市州」「都市圏州」など道州の一類型として扱うべきでない。